

川重冷熱工業株式会社

第50期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

草津市大路2丁目1番35号
市民総合交流センター（キラリエ草津）1階
草津商工会議所会議室 多目的ルーム1・2

決議事項

- 第1号議案 当社と川崎重工業株式会社との株式交換契約承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役9名選任の件

目 次

第50期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告.....	2
計算書類.....	16
監査報告.....	27
参考書類.....	30

2021年6月8日

株 主 各 位

滋 賀 県 草 津 市 青 地 町 1 0 0 0 番 地

川重冷熱工業株式会社

代表取締役社長 篠 原 進

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルスに罹患された皆様及びご関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 草津市大路2丁目1番35号
市民総合交流センター（キラリエ草津）1階 草津商工会議所会議室 多目的ルーム1・2
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
（開催場所が例年の会場から変更となりますので、ご注意願います。）

3. 目的事項

- | | |
|-----------|--|
| 報 告 事 項 | 第50期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第 1 号 議 案 | 当社と川崎重工業株式会社との株式交換契約承認の件 |
| 第 2 号 議 案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 3 号 議 案 | 取締役9名選任の件 |

各議案の内容は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.khi.co.jp/corp/kte/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応のお願いは、55ページに記載いたしております。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、緊急事態宣言が発出されるなど経済活動が制限される異例の事態に直面しました。このような状況下、感染対策の定着や海外での需要回復傾向にあわせて、国内経済は一部の産業分野を中心に持ち直しの動きが見られますが、依然として先行きは不透明です。

当社を取り巻く事業環境としては、熱源設備（吸収冷温水機・ボイラ）の需要は、新型コロナウイルス感染症の影響等による経済の先行き不透明感から、設備投資に慎重な動きが続くことが懸念され、今後の動向には注視する必要があります。

このような経済活動が停滞する事業環境の下、空調事業・ボイラ事業ともに需要は底堅く推移していることに加え、空調事業での付帯設備工事案件に大口工事があったこと等により、当事業年度における受注高は、前期比18億22百万円増加の198億38百万円、売上高は、前期比5億94百万円増加の181億59百万円となりました。

セグメント別には次のとおりです。

空調事業では、機器が堅調に推移していることに加え、近年当社が力を入れている付帯設備工事案件に大口工事があったこと等により、受注高は、前期比6億63百万円増加の123億81百万円、売上高は、前期比6億67百万円増加の119億72百万円となりました。

ボイラ事業では、受注高は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、保守点検・改修改造工事（以下、メンテナンス工事）が減少したものの、機器本体では貫流ボイラや排熱ボイラ等の大口案件が増加したため、前期比11億59百万円増加の74億57百万円となりました。売上高は、メンテナンス工事が減少したため、前期比72百万円減少の61億86百万円となりました。

利益面では、売上高の増加や販売費用の低減等により、営業利益は、前期比1億98百万円好転の5億39百万円となり、経常利益は、前期比2億1百万円好転の5億38百万円となりました。当期純利益は、前期比1億46百万円好転の3億96百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資につきましては、生産性向上の設備並びに経常設備など総額1億86百万円の設備を完成いたしました。

3. 資金調達の状況

当事業年度において、特別の重要な資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当50期)
受 注 高 (百万円)	17,281	19,132	18,016	19,838
売 上 高 (百万円)	16,938	17,864	17,564	18,159
経 常 利 益 (百万円)	627	616	337	538
当 期 純 利 益 (百万円)	427	413	249	396
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	50.91	49.24	29.76	47.21
総 資 産 (百万円)	14,936	15,775	14,370	15,975
純 資 産 (百万円)	5,433	5,750	5,888	6,189

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社等の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は、川崎重工業株式会社であり、同社は間接所有を含み当社株式を7,009千株（議決権比率83.72%。うち直接所有83.43%、間接所有0.29%）所有しております。

当社は、親会社に対し、当社製品の一部を販売し、そのメンテナンスを請負っております。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社である川崎重工業株式会社との間で重要な取引を行うに際しては、その取引が当社の利益を害することがないように、一般取引先との取引条件を念頭に、親会社の担当部門と協議を行い適正な取引条件の実現を図っています。親会社への資金の貸付については、親会社が設定したグループファイナンスによる貸付を行い、その金利は市場金利を勘案したものとなっています。

当社取締役会は、上記の対応により適正な取引実現のために必要な措置が講じられていると判断しております。

(3) 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 関連会社の状況

該当事項はありません。

6. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞からの経済復興策としてグリーン・リカバリーの機運が高まり、世界的な脱炭素化に向けた動きが加速しております。わが国においても2020年10月26日の菅内閣総理大臣所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」方針が宣言され、川崎重工グループが推進している「水素エネルギー社会の実現」に向けた取組みはますます重要性を増しております。

当社を取り巻く事業環境は、これらの流れにより、熱源機器（空調機器・ボイラ）の市場環境変化が加速すると予測され、当社ビジネスにおいても脱炭素化への対応が求められます。

このような事業環境の中、当社は、吸収冷温水機・ボイラを核とした製品・システム開発を推進し、熱源機器メーカーとして省電力・省エネ・省CO₂等のエネルギーソリューションを積極的に展開し、市場の技術要求にお応えするとともに、脱炭素社会実現への貢献を目指しております。具体的にはCO₂を排出しないフリーンエネルギーとして水素への注目が世界的に高まっている中、水素サプライチェーンに必要なインフラ技術の開発・製品化に取り組む川崎重工グループの一員として、当社は、川崎重工業株式会社と共同開発したドライ式低NO_x水素燃焼バーナを搭載した水素専焼貫流ボイラの販売を2021年5月より開始するほか、水素利用技術の空調機器への展開を既に手掛けております。今後さらに、変化する市場ニーズを的確にとらえ、成長を加速するために、様々な一次エネルギーや省エネ要求に対応する製品・システム開発の取組みを強化する必要があると考えております。

また、近年、空調市場・ボイラ市場の国内の総需要自体は安定的に推移しておりますが、リプレースを中心とする成熟市場であり、脱炭素化の流れの中で今後のさらなる事業拡大を確実なものとするためにも、上述のエネルギーに対して高まる市場の様々な要請に対応する製品・システム開発を行うと共に、東南アジアを始めとする海外ビジネスの展開が必要であると考えております。

今後は、足下では、既存事業を成長させ利益確保に努めつつ、新規事業として脱炭素化ビジネスへの注力を成長戦略と定め、新たなビジネスモデル構築に向け取り組んでまいります。

7. 技術・販売提携の状況

相手方の名称	国 籍	内 容	対 象 製 品
GIKOKO KOGYO INDONESIA社	インドネシア	技術供与	炉 筒 煙 管 ボ イ ラ
MEHR ASL MANUFACTURING 社	イ ラ ン	技術供与	吸 収 冷 温 水 機 、 吸 収 冷 凍 機
株 式 会 社 I H I 汎 用 ボ イ ラ	日 本	業 務 提 携	汎 用 ボ イ ラ 全 般

(注) MEHR ASL MANUFACTURING社との技術供与については、米国の大統領令13902号を考慮し、2020年1月10日から一時中断しております。

8. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、空調機器、汎用ボイラの製造、販売並びにメンテナンス工事を行っており、その内容は次のとおりであります。

区 分	主 要 営 業 品 目
空 調 事 業	吸収冷温水機、吸収冷凍機、改修工事、改造工事、部品販売、メンテナンス
ボ イ ラ 事 業	貫流ボイラ、排熱ボイラ、水管ボイラ、炉筒煙管ボイラ、改修工事、改造工事、部品販売、薬品販売、メンテナンス

9. 本店及び事業所（2021年3月31日現在）

- (1) 本店 滋賀県草津市青地町1000番地
- (2) 工場 滋賀県草津市青地町1000番地
- (3) 本社、支社、支店

本社	東京（東京都江東区）、大阪（大阪市東淀川区）
支社	東日本（東京都江東区）、中日本（名古屋市西区）、西日本（大阪市東淀川区）
支店	札幌、仙台、北関東（埼玉県白岡市）、新潟、松本、静岡、金沢、 京滋（滋賀県守山市）、神戸、広島、高松、福岡

10. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
520名	7名増	41.3歳	16.8年

11. 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

1．株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,415,000株(自己株式27,586株を含む)
- (3) 株主数 597名
- (4) 大株主上位10名

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
川 崎 重 工 業 株 式 会 社	6,985千株	83.28%
川 重 冷 熱 取 引 先 持 株 会	625	7.46
宗 教 法 人 萬 福 寺	50	0.60
川 重 冷 熱 従 業 員 持 株 会	41	0.49
株 式 会 社 ト ー ヨ ー コ ー ポ レ ー シ ョ ン	40	0.48
株 式 会 社 是 永 鉄 工 所	29	0.35
日 本 汽 力 株 式 会 社	29	0.35
株 式 会 社 シ ガ M E C	28	0.34
K E E 環 境 工 事 株 式 会 社	24	0.29
丸 茶 株 式 会 社	22	0.26

- (注) 1. 記載数値は表示単位未満を切り捨てております。
2. 当社は、自己株式を27,586株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

2．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

(2021年3月31日現在)

地 位		氏 名			担当及び重要な兼職状況
代 表 取 締 役 社 長		しの 篠 原 進			
取 締 役		かい 螺 澤 まさ 人			企画室長
取 締 役		もり 森 脇 たけし 健			技術総括室長及び品質保証担当
取 締 役		うえ 植 村 ひろし 博			生産総括室長及び業務改革プロジェクト担当
取 締 役		はやし 林 田 たか 之			営業・サービス総括室長
取 締 役		よし 吉 村 りゅう 裕			営業・サービス総括室 サービス統括
取 締 役		さね 実 松 とし ひろ 博			(川崎重工(株) エネルギー・環境プラントカンパニー企画本部 機械管理部長)
取 締 役		さか 坂 部 しゅう 一			
取 締 役		あき 秋 岡 みのる 稔			
常 勤 監 査 役		かざさ 笠 井 のぶ 信 雄			
監 査 役		こ 東 風 たつ 明			(弁護士、早駒運輸(株)社外監査役)
監 査 役		かわ 川 にし 宗			(川崎重工(株) エネルギー・環境プラントカンパニー企画本部 機械管理部 経理課長)

- (注) 1. 坂部彰一、秋岡稔の両氏は社外取締役であります。
2. 笠井信雄、東風龍明の両氏は社外監査役であります。
3. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりです。
- [2020年7月1日付]
- ・取締役 植村博氏の担当を生産総括担当及び業務改革プロジェクト担当から生産総括室長及び業務改革プロジェクト担当に変更いたしました。
- [2020年8月3日付]
- ・監査役 林毅氏は辞任いたしました。なお、辞任時における担当及び重要な兼職状況は川崎重工(株) 技術開発本部 水素チェーン開発センター 企画管理部 企画課 基幹職でありました。
- [2020年8月4日付]
- ・監査役 林毅氏の辞任に伴い、第48期定時株主総会で補欠監査役に選任されておりました 川西崇氏が監査役に就任いたしました。
4. 坂部彰一、東風龍明の両氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等

当社の取締役の報酬は、企業理念実現のため企業業績と企業価値の持続的な向上、及び経営の高度化、複雑化に対応できる優秀な人材の確保を目的として、各役員の担うべき機能・役割に応じて体系化しております。

各取締役報酬は、社長が取締役会の委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。その報酬限度額は2004年6月29日開催の第33期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。

なお、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当するものは採用しておりません。

監査役の報酬は、その職務の独立性という立場を考慮し、監査役会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、決定しております。その報酬限度額は1993年6月29日開催の第22期定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額

	報酬等の総額	支給員数
取締役 （うち社外取締役）	56,995千円 (3,960千円)	8名 (2名)
監査役 （うち社外監査役）	16,630千円 (16,630千円)	2名 (2名)
合計 (うち社外役員)	73,625千円 (20,590千円)	10名 (4名)

- (注) 1. 上表は、当事業年度に係る役員の報酬等の総額と支給対象となった員数を示しております。なお、取締役1名、監査役2名は無報酬のため、除いております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第33期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第22期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

5. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役 東風龍明氏は弁護士並びに早駒運輸株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- (2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
- ・ 該当事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	さか べ しやう いち 坂 部 彰 一	当事業年度に開催された取締役会に11回出席し、豊富な経営経験、空調設備業界に関する深い見識を活かした発言をそれぞれいたしました。また、社外取締役として業務執行の監督、並びに企業価値向上に十分な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	あき おか みのも 秋 岡 稔	当事業年度に開催された取締役会に11回出席し、財務部門長の経験や経理・財務に関する深い見識を活かした発言をそれぞれいたしました。また、社外取締役として当社の経営を監督、並びにコーポレート・ガバナンスの強化に十分な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	かさ い のぶ お 笠 井 信 雄	当事業年度開催の取締役会に12回出席、監査役会14回全てに出席し、川崎重工業㈱において、事業部門を統括していた経験を活かした発言をそれぞれいたしました。
社 外 監 査 役	こ ち たつ あき 東 風 龍 明	当事業年度開催の取締役会に11回出席、監査役会14回全てに出席し、弁護士活動の経験を活かした発言をそれぞれいたしました。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 金 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,980千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,980千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別ができないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に規定する事由（職務上の義務違反等）に該当すると判断する場合には、同条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により解任することとしております。その場合には、同条第3項の規定に従い、その旨及び解任の理由を株主総会に報告することとしております。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 当該事業年度中に辞任又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

V. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて、必要な整備を実施する。

また、内部統制システムの運用状況については、期末に評価を行い、適切に運用されていることを確認する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、行動するに際しての判断のよりどころとなるべき倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」として周知することにより、法令及び定款を始めとする当社社則等を遵守することを徹底する。

そして、社長を委員長とする「企業倫理委員会」「C S R委員会」を設置して全社にわたるコンプライアンス体制を構築し、法令及び定款の遵守に関する教育・啓発活動を継続的に実施する。

一方、使用人が法令及び定款違反或いは、社会通念に反する行為を知ったときは、弁護士等を通して通報できる「内部通報・相談制度」を適切に整備し、コンプライアンス体制の充実を図る。

また、社長直轄の内部監査部門を設置している。内部監査部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行う。

(運用状況)

- ①「川崎重工グループ行動規範」を利用したコンプライアンス推進活動を実施しました。
- ②「企業倫理委員会」を1回、「C S R委員会」を4回開催し、各議題についての、審議、業務執行状況等の必要な報告を行いました。
- ③内部監査部門は、内部統制の視点から業務監査・コンプライアンス監査を実施しました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の保存・管理を確実に行うとともに、その他重要な職務執行に係る情報については、社則に基づき適切な方法により、定められた期間、保存・管理する。

また、取締役、その他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

秘密情報及び個人情報についても、社則に基づき適切な方法により保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

(運用状況)

取締役の職務の遂行に係る情報は、法定並びに当社の「文書管理規程」に則って保管・管理しています。

また、必要に応じて文書等の閲覧が可能な状態を維持しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングする。

また、経営戦略上の重要事項については、「決裁規則」により決裁ルールを明確にし、さらに必要により、販売、輸出、品質、会計等各分野における詳細なルールを制定し、リスクの管理を行う。

リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に整備する。

重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理者である社長に報告する。

大規模地震等の災害や感染症のパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定の上、当社の事業への影響を最低限に抑えけるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

(運用状況)

- ①「決裁規則」を定め、決裁ルールを明確にし、詳細なルールを定めてリスク管理を行っています。
- ②「リスク管理委員会規程」に基づき、各部門でそれぞれ想定されるリスク分析を行い、「リスク管理委員会」で必要な報告を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制として、「取締役会」を月1回定時に開催し、「取締役会規則」に則り、業務執行の決定等を行う。「取締役会」の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、職務、権限等の規則を整備する。加えて、「役員会」、「経営会議」を置き、重要な経営事項について、経営層による適切な情報伝達と審議を行う。

また、長期的ビジョンや中期経営計画及び短期経営計画に基づき各部門の目標を設定し、それにそって職務執行を効率的に行う。

(運用状況)

「取締役会」、「役員会」、「経営会議」を毎月開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行いました。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、川崎重工グループの一員として、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”』という親会社グループの「グループミッション（果たすべき使命・役割）」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規定、ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制を整備・維持する。

具体的には、親会社と経営情報・技術・人材交流を行うなどにより、グループの一員としてグループ経営に資するとともに、当社事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守、経営の透明性を確保する。

また、親会社の常勤の監査等委員と当社の常勤監査役が意見交換を行うなど、グループとしての統制確立に努める。

（運用状況）

- ①月1回「取締役会」に親会社の使用人である当社非業務執行取締役、非常勤監査役が出席し、取締役会としての独自の意思決定を行い、それに従って企業運営を行いました。
- ②常勤監査役は、川崎重工グループの「関係会社監査役連絡会議」に出席して情報交換を行うとともに、親会社の常勤の監査等委員と定期的会合をもち、意見交換を行いました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。

（運用状況）

監査役と協議した結果、特定の補助すべき使用人を直ちには置かないものの、監査役が必要とする事務的補助は、企画室で対応することとし、実行しています。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の事前の同意を必要とする。

（運用状況）

監査役を補助すべき使用人を置いた場合は、監査役との協議により、その使用人の取締役からの独立性が確保される体制を整えます。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「監査役会」で決議された監査計画及び監査業務の分担に従い、「取締役会」のほか「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席する。合わせて、監査役は必要に応じて関係資料を閲覧する。

取締役及び使用人は、これらの会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、当社の経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を監査役会に対して報告する。

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちにその内容を監査役会に報告する。

社則に基づき、使用人は、社内稟議の回覧を通じて、監査役会に対して業務執行に関する報告を行う。

内部監査部門及び会計監査人は、適時に、監査役会に対して、当社の監査状況についての報告及び情報交換を行う。

(運用状況)

監査役は、「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べている。

また、「決裁規則」に則り決裁事項の報告を受けるとともに、社長との意見交換の場を設けました。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社則において、前項8. の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定する。

(運用状況)

監査役に報告を行った者に対し、不公正・不利益な取扱いを行ってはならない旨を「内部統制管理規則」に定め、社内に周知を図っています。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況)

速やかに当該費用又は債務を処理しています。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、監査役は「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

取締役は、監査役が内部監査部門との連携を通じて、より実効的且つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。

当社は、監査役の選任議案や監査役報酬について、法令・定款に従って必要な監査役会の同意又は決定を得る。

(運用状況)

監査役が実施した期末及び中間監査に、対象部門の取締役及び使用人は全面的な協力を行いました。

また、監査役は、内部統制部門が実施する内部監査が、目的にそって支障なくできているかについて確認し、その結果の報告を受けました。

さらに、監査役及び監査部長は、定期的に行われる公認会計士による各種監査時にその講評を聞くとともに、意見交換を行いました。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のために、当社の内部統制統括責任者である社長の指揮の下、財務に係る内部統制システムの構築と運用を行う部門として、企画室内に内部統制推進部門を設置し、さらに社長直轄の内部監査部門が、財務に係る内部統制システムの有効性の評価を実施する。

(運用状況)

財務報告に係る内部統制システムによって、2020年度の内部統制の整備と運用状況の評価を実施しております。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、「川崎重工グループ行動規範」において規程されている反社会的勢力との一切の関係を遮断することを取締役及び使用人に対して周知徹底する。また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等の外部専門機関との緊密な連携を図るとともに、関係部門と連携のうえ、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織的に対処する。

(運用状況)

基本方針の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、その内容の周知徹底を図りました。また、定期的に警察等の外部専門機関への訪問・連絡等を行いました。

Ⅵ. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,675,051	流 動 負 債	6,025,759
現 金 及 び 預 金	5,511	支 払 手 形	356,336
受 取 手 形	1,042,071	電 子 記 録 債 務	1,702,867
電 子 記 録 債 権	603,779	買 掛 金	1,516,934
売 掛 金	5,685,254	未 払 金	91,155
原 材 料	488,607	未 払 法 人 税 等	274,593
仕 掛 品	1,843,409	未 払 消 費 税 等	341,412
貯 蔵 品	5,647	未 払 費 用	414,444
前 払 費 用	53,635	前 受 金	276,192
短 期 貸 付 金	1,909,412	賞 与 引 当 金	382,000
未 収 入 金	39,897	受 注 損 失 引 当 金	544,437
そ の 他 の 流 動 資 産	1,606	製 品 保 証 引 当 金	75,090
貸 倒 引 当 金	△3,781	設 備 支 払 手 形	23,657
固 定 資 産	4,300,400	そ の 他 の 流 動 負 債	26,637
有 形 固 定 資 産	(2,263,664)	固 定 負 債	3,760,435
建 物	692,801	退 職 給 付 引 当 金	3,741,925
構 築 物	179,472	製 品 保 証 引 当 金	12,700
機 械 装 置	898,176	資 産 除 去 債 務	5,810
車 両 運 搬 具	10,848	負 債 合 計	9,786,194
工 具 器 具 備 品	201,973	純 資 産 の 部	
土 地	230,331	株 主 資 本	6,145,962
建 設 仮 勘 定	50,061	資 本 金	1,460,500
無 形 固 定 資 産	(261,911)	資 本 剰 余 金	1,228,500
商 標 権	199	資 本 準 備 金	1,228,500
ソ フ ト ウ エ ア	243,111	利 益 剰 余 金	3,483,480
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	6,489	利 益 準 備 金	168,800
電 話 加 入 権	12,110	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,314,680
投 資 そ の 他 の 資 産	(1,774,824)	別 途 積 立 金	1,000,000
投 資 有 価 証 券	86,458	繰 越 利 益 剰 余 金	2,314,680
繰 延 税 金 資 産	1,534,295	自 己 株 式	△26,518
そ の 他 の 投 資	157,288	評 価 ・ 換 算 差 額 等	43,294
貸 倒 引 当 金	△3,218	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	43,294
資 産 合 計	15,975,451	純 資 産 合 計	6,189,257
		負 債 純 資 産 合 計	15,975,451

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,159,275
売 上 原 価		13,388,409
売 上 総 利 益		4,770,865
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,230,919
営 業 利 益		539,946
営 業 外 収 益		11,680
受 取 利 息	3,689	
受 取 配 当 金	2,602	
そ の 他 の 収 益	5,388	
営 業 外 費 用		12,868
支 払 利 息	94	
固 定 資 産 除 却 損	10,738	
そ の 他 の 費 用	2,035	
経 常 利 益		538,758
税 引 前 当 期 純 利 益		538,758
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	316,500	
法 人 税 等 調 整 額	△173,751	142,748
当 期 純 利 益		396,010

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
2020年4月1日期首残高	1,460,500	1,228,500	1,228,500	168,800	1,000,000	2,019,321	3,188,121	△26,293	5,850,827
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△100,650	△100,650	-	△100,650
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	396,010	396,010	-	396,010
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	△224	△224
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	295,359	295,359	△224	295,134
2021年3月31日期末残高	1,460,500	1,228,500	1,228,500	168,800	1,000,000	2,314,680	3,483,480	△26,518	6,145,962

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日期首残高	37,377	37,377	5,888,204
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△100,650
当 期 純 利 益	－	－	396,010
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△224
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	5,917	5,917	5,917
事業年度中の変動額合計	5,917	5,917	301,052
2021年3月31日期末残高	43,294	43,294	6,189,257

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）により評価しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

②原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～47年

機械及び装置 4～13年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③受注損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。

④製品保証引当金

保証期間中の製品に係る保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に当事業年度の売上に対応する保証費用の見積額を計上しております。また、保証期間にかかわらず当社が履行義務を負う保証工事については個別に保証費用の見積額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務（予定取引を含む）

③ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。なお、投機的な取引は行っておりません。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事……………工事完成基準

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社は、貸借対照表において、受注損失引当金544,437千円を計上しております。受注損失引当金は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しており、当該損失見積額は、当事業年度末時点において見込まれる材料費、加工費等の受注工事に係る見積総原価から工事請負代価を控除して算定しております。

見積総原価における材料費や加工費等は単価・数量・時間等の設定に一定の仮定を用いて算定しており、その見積りは受注工事に関連する諸条件の変化により、受注工事に係る将来の損失額に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	7,244,598千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	2,731,925千円
(3) 関係会社に対する金銭債務	68,792千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,102,141千円
仕入高	4,317千円
その他の営業取引高	176,744千円
営業取引以外の取引高	3,689千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	8,415,000	－	－	8,415,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	27,436	150	－	27,586

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 150株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	100,650	12.00	2020年3月31日	2020年6月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	剰余金	100,648	12.00	2021年 3月31日	2021年 6月28日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	116,353千円
未払社会保険料	19,402千円
退職給付引当金	1,139,752千円
受注損失引当金	165,830千円
製品保証引当金	26,739千円
未払事業税	18,400千円
その他	72,290千円
(繰延税金資産 小計)	1,558,769千円
評価性引当額	17,668千円
(繰延税金資産 合計)	1,541,101千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	6,805千円
(繰延税金負債 合計)	6,805千円
繰延税金資産の純額	1,534,295千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達及び運用については、川崎重工グループで運用されておりますCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によって行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、債権管理部門が取引先の状況を把握し、取引先ごとに期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒の軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に基づき先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に確認しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び設備関係支払手形は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。当社は社内規程に基づき取引の実行及び管理を行い、為替の変動リスクをヘッジしております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
①現金及び預金	5,511	5,511	－
②受取手形	1,042,071	1,042,071	－
③電子記録債権	603,779	603,779	－
④売掛金	5,685,254	5,685,254	－
⑤短期貸付金	1,909,412	1,909,412	－
⑥投資有価証券			
その他有価証券	75,981	75,981	－
⑦支払手形	(356,336)	(356,336)	－
⑧電子記録債務	(1,702,867)	(1,702,867)	－
⑨買掛金	(1,516,934)	(1,516,934)	－

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤短期貸付金

短期貸付金はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の運用に伴う親会社貸付金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑦支払手形、⑧電子記録債務、⑨買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額10,477千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (千円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
親会社	川崎重工業(株)	神戸市中央区	104,484,658	航空宇宙システム、エネルギー・環境プラント、精密機械・ロボット、船舶海洋、車両、モーターサイクル&エンジン、その他の各事業	直接 間接 83.43 0.29	当社製品の販売 従業員の転籍	空調機器・ボイラ等の販売、メンテナンス	1,102,141	売 掛 金	789,800
							資金の貸付 受 取 利 息	2,090,770 3,689	短期貸付金	1,909,412

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まず、期末残高（売掛金）には消費税を含んでおります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、当社の採算を考慮の上、当社と関連を有しないほかの当事者と同様に決定しております。
3. 資金の貸付に係る取引は、川崎重工グループで運用されておりますCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金の貸借取引であり、取引金額は期中平均残高を記載しております。
4. 受取利息に係る取引は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (千円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
親会社の子会社	川重商事(株)	神戸市中央区	600,000	産業機械、空調機器、船用機械、航空機器、石油製品、鉄鋼製品の販売	なし	当社製品の販売 原材料等の仕入	空調機器・ボイラ等の販売、メンテナンス	695,664	受 取 手 形	306,617
									売 掛 金	114,417

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まず、期末残高には消費税を含んでおります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、当社の採算を考慮の上、当社と関連を有しないほかの当事者と同様に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 737円92銭
(2) 1株当たり当期純利益 47円21銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、親会社である川崎重工業株式会社（以下「川崎重工」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

(1) 株式交換の目的

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞からの経済復興策としてグリーン・リカバリーの機運が高まり、世界的な脱炭素化に向けた動きが加速しております。我が国においても2020年10月26日の菅内閣総理大臣所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」方針が宣言され、川崎重工グループが推進している「水素エネルギー社会の実現」に向けた取組みはますます重要性を増しております。当社を取り巻く事業環境は、これらの流れにより、熱源機器市場（空調機器・汎用ボイラ）の市場環境変化が加速すると予測され、当社ビジネスにおいても脱炭素化への対応が求められます。

当社は、吸収冷温水機・汎用ボイラを核として、省エネ要求に対応する製品・システム開発を推進し、熱源機器メーカーとして省電力・省エネ・省CO₂等のエネルギーソリューションを積極的に展開し、市場の技術要求にお応えするとともに、脱炭素社会実現への貢献を目指しております。具体的にはCO₂を排出しないグリーンエネルギーとして水素への注目が世界的にますます高まっている中、水素エネルギーサプライチェーンに必要なインフラ技術の開発・製品化に取り組み、川崎重工グループの一員として、水素専焼貫流ボイラの製品化を進め、販売を2021年5月より開始するほか、水素利用技術の空調機器への展開も既に手掛けております。しかし、変化する市場ニーズを的確にとらえ、さらに成長を加速するためには、これまで以上に様々な一次エネルギーや省エネ要求に対応する製品・システム開発の取組みを強化する必要があると考えております。また、近年、空調市場・ボイラ市場の国内の総需要自体は安定的に推移しておりますが、リプレイス需要を中心とする成熟市場であり、脱炭素化の流れの中で今後のさらなる事業拡大を確実なものとするためにも、市場の様々な要請に対応する製品・システム開発を行うと共に、東南アジアを始めとする海外ビジネスの展開が不可欠と考えております。

今後は、足下では既存事業を成長させ利益確保に努めつつ、中長期的視点で「脱炭素社会の実現」に向けた対応を進めていく必要があると認識しております。とりわけ水素は「脱炭素社会の実現」に向けて大きな期待が寄せられており、川崎重工グループは、水素エネルギー分野におけるリーディングカンパニーとして、水素社会実現に向けた取組みを加速していくこととしていますが、施策を実行していくために必要な人材面での強化や、新たな技術領域での開発体制の強化、合理化による販売管理費等の更なるコスト低減等が経営上の重要な課題と認識しております。

一方で、経済産業省策定の2019年6月28日付「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」において、上場子会社においては、「取締役会における独立社外取締役の比率を高めること（1／3以上や過半数等）を目指すことが基本」とされる等、上場子会社の今後の更なるガバナンスの強化は必須となっております。また、今後の新市場区分への移行に際してスタンダード市場への移行を選択することになるところ、現時点において、当社株式の83.30％（発行済株式総数に対する割合。間接保有分を含みます。）は川崎重工が所有しており、当社は東京証券取引所が公表しているスタンダード市場の上場維持基準である、「流通株式比率25%以上」の条件を充たしておりません。新市場区分への移行後も、当分の間は一定の条件のもとで経過措置として緩和された上場維持基準が適用される見通しではあるものの、川崎重工としては、当社の株主構成が上記のとおりであることを主たる原因として当社株式のJASDAQにおける流動性が乏しいこと等に鑑みると、上記条件を充足するために流通株式を増加させる等の実効性のある対策をとることは現時点においても将来においても経営負担が決して小さくない上に、現在の株主構成が大幅に変更されない限りは上記の経過措置期間を経て上場廃止となる可能性があり、結果として将来的に当社の一般株主の皆様において当社株式の売買の機会が奪われてしまう事態が生じる可能性があると考えているとのことです。

これらの課題を解決し、川崎重工グループとしてエネルギー・環境事業の市場競争力を更に向上させていくためには、川崎重工と当社が従来以上に連携を深化させ、川崎重工グループ一体としての事業運営を強化することが必須であるとの認識に至り、株式交換を実行することで、支配株主である川崎重工と当社の少数株主との間の構造的利益相反関係に留意することなく、従前以上に両社間の協力関係を深化させ、グループ力を発揮するための機動的かつ迅速な意思決定環境を整備し、両社の一体的な事業経営及び両社の経営資源を最大限に活用した事業戦略の推進が可能となり、当社としての企業価値向上に繋がり、ひいては川崎重工グループの企業価値向上に貢献できると考え、本株式交換契約を締結しました。

(2) 本株式交換の要旨

①株式交換完全親会社の概要（2021年4月1日現在）

名 称	川崎重工工業株式会社
所 在 地	兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長執行役員 橋本 康彦
事 業 内 容	航空宇宙システム事業、エネルギーソリューション&マリン事業、精密機械・ロボット事業、車両事業、モーターサイクル&エンジン事業及びその他事業
資 本 金	104,484百万円

②本株式交換の日程

株式交換契約承認時株主総会基準日（当社）	2021年3月31日（水）
株式交換契約締結の取締役会決議（両社）	2021年5月11日（火）
株式交換契約締結日（両社）	2021年5月11日（火）
株式交換契約承認時株主総会開催日（当社）	2021年6月25日（金）（予定）
最終売買日（当社）	2021年7月28日（水）（予定）
上場廃止日（当社）	2021年7月29日（木）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	2021年8月1日（日）（予定）

- (注) 1. 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の理由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。
2. 本株式交換は、川崎重工においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに行われる予定です。

③本株式交換の方式

川崎重工を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、川崎重工においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに、当社においては、2021年6月25日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。

④本株式交換に係る割当ての内容

	川崎重工 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	0.60
本株式交換により交付する株式数	川崎重工の普通株式：841,268株（予定）	

(注) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、川崎重工株式0.60株を割当交付いたします。ただし、川崎重工が保有する当社株式（2021年5月11日現在6,985,300株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注) 本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

川重冷熱工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 青木 靖英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勢志 恭一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川重冷熱工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2021年5月11日開催の取締役会において、川崎重工業株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換（効力発生日：2021年8月1日（予定））を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第50期 監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査等委員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

川重冷熱工業株式会社 監査役会

社外監査役（常勤） 笠 井 信 雄 ㊞

社外監査役 東 風 龍 明 ㊞

監査役 川 西 崇 ㊞

注）監査役 林毅氏は2020年8月3日付で辞任致しましたので、補欠監査役の 川西崇氏が翌日付で監査役に就任致しました。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

I. 議決権の代理行使の勧誘者

川 重 冷 熱 工 業 株 式 有 限 公 司
代表取締役社長 篠 原 進

II. 議案及び参考事項

第1号議案 当社と川崎重工株式会社との株式交換契約承認の件

当社及び川崎重工株式会社（以下「川崎重工」といいます。）は、2021年5月11日開催の両社の取締役会において、川崎重工を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いいたしたく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、2021年8月1日を予定しております。また、川崎重工においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行われる予定であります。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である2021年8月1日をもって、当社は川崎重工の完全子会社となり、これに先立ち、2021年7月29日に当社株式は上場廃止（最終売買日は2021年7月28日）となる予定であります。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容の概要など、その他本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

川崎重工は、1896年10月に、株式会社川崎造船所として設立され、2021年3月31日現在、川崎重工、川崎重工連結子会社99社及び持分法適用関連会社19社（以下「川崎重工グループ」といいます。）により構成されています。川崎重工グループは川崎重工を中心として航空宇宙システム事業、エネルギーソリューション&マリン事業、精密機械・ロボット事業、車両事業、モーターサイクル&エンジン事業及びその他事業を営んでいます。

川崎重工グループは、2030年に目指す将来像として、グループビジョン2030「つぎの社会へ、信頼のこたえを～Trustworthy Solutions for the Future～」を制定しており、社会課題へのソリューションを提供するため、今後注力するフィールドを①安全安心リモート社会、②近未来モビリティ（人・モノの移動を変革）、③エネルギー・環境ソリューションとし、変化に合わせて、より成長できる事業体制への変革を目指しているとのことです。当該事業方針のもと、2021年4月にエネルギー・環境プラント事業と船舶海洋事業を統合し、2021年10月には車両事業及びモーターサイクル&エンジン事業を分社する予定とのことです。また、各事業の連携をより効果的なものにするため、川崎重工グループの事業を陸・空輸送システム（航空宇宙システムカンパニー及び車両（新会社）で構成）、モーションコントロール&モータービークル（精密機械・ロボットカンパニー及びモーターサイクル&エンジン（新会社）で構成）並びにエネルギー&マリンエンジニアリング（エネルギー・環境プラントカンパニー及び船舶海洋カンパニーを統合）の3つのグループに再編成したとのことです。車両事業及びモーターサイクル&エンジン事業の分社化については、既に2021年3月に、2021年10月1日を効力発生日として、川崎重工が行う事業のうち、車両事業については

川崎車両株式会社へ、及びモーターサイクル&エンジン事業についてはカワサキモータース株式会社へ、それぞれ権利義務を吸収分割により承継させる旨公表しているとのことです。なお、当社が属するエネルギー&マリンエンジニアリンググループにおいては、これまで水素エネルギーの利活用に早くから取り組んできた川崎重工の強みを活かすことで、水素エネルギー分野におけるリーディングカンパニーとして、水素社会実現に向けた取組みを加速していく考えであるとのことです。詳細については、2020年11月2日に川崎重工が公表したプレスリリース「車両およびモーターサイクル&エンジン事業の分社、ならびに船舶海洋とエネルギー・環境プラントの事業統合について(方針決定)」並びに2021年3月31日に川崎重工が公表したプレスリリース「当社車両事業の会社分割(簡易分割)による当社子会社への承継に係る吸収分割契約の締結に関するお知らせ」及び「当社モーターサイクル&エンジン事業の会社分割(簡易分割)による当社子会社への承継に係る吸収分割契約の締結に関するお知らせ」をご覧ください。

一方、当社は、1972年3月に川崎重工が製造・販売する空調機器・汎用ボイラの西日本地区（静岡県大井川以西）における改修改造工事、メンテナンス（以下「メンテナンス工事」といいます。）を担当することを目的に、川重冷熱サービス株式会社として、川崎重工の100%出資にて設立されました。1978年7月には、現社名である川重冷熱工業株式会社に商号変更を行い、同月東日本地区（静岡県大井川以東）のメンテナンス工事を所管する川重東京冷熱サービス株式会社を合併し、併せて川崎重工より同社の空調機器・汎用ボイラの営業部門の移管を受けました。さらに1984年には川崎重工の空調機器・汎用ボイラ製造部門（滋賀工場）の移管を受け、それ以来現在まで、川崎重工が営むエネルギー&マリンエンジニアリング事業における中核子会社として、空調用熱源、工場でのプロセス用熱源となる吸収冷温水機・冷凍機と汎用ボイラの開発、製造、販売、及びメンテナンス工事までの一貫した事業を行っております。主要製品として、空調機器分野においては、主に空調用の熱源として冷水、温水を発生させる吸収冷温水機・冷凍機、汎用ボイラ分野においては、主に工場用の熱源として蒸気を発生させる貫流ボイラ、排熱ボイラ、水管ボイラ、炉筒煙管ボイラがございます。なお、当社が取り扱う汎用ボイラはいずれもパッケージボイラ（完成品としてトレーラー等で運送ができる製品）であり、川崎重工が取り扱う大型ボイラ（現地での組み立てが必要な製品）は含んでおらず、川崎重工とは異なる市場で事業展開しております。当社は、1990年に日本証券業協会への店頭登録を行い、2004年の株式会社ジャスダック証券取引所（現株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード（以下「JASDAQスタンダード」といいます。））への株式上場を経て、2010年4月の株式会社ジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の合併に伴い大阪証券取引所JASDAQに上場、その後、2013年7月の東京証券取引所と大阪証券取引所との現物株式市場の統合に伴い現在東京証券取引所JASDAQスタンダードに株式を上場しております。

当社は設立以来、川崎重工から受け継いだ技術を深化させるかたちで、「省電力」「省エネ」「省CO₂」「高度で広範な排熱利用」をキーワードに、熱交換技術を核とした冷熱機器・システムメーカーとして社会に貢献することを掲げ、ものづくりに注力してまいりました。

空調機器分野では、川崎重工において吸収冷温水機・冷凍機メーカーのパイオニアとして1959年に国内で初めて吸収冷凍機を製造して以来、1964年に世界で初めて二重効用吸収冷温水機を製造、その後当社として受け継いでは、二重効用機としてエネルギー消費効率が業界最高レベルの機器の製品化をはじめ、

吸収冷温水機としてエネルギー消費効率が世界最高となる三重効用吸収冷温水機の世界初の製品化や太陽熱を利用するソーラー吸収冷温水機を製品化するなど、常に先進的な製品を市場に送り出すトップランナーとして業界をリードしてまいりました。当社設立後も、川崎重工の間では、電気式水冷媒ターボ冷凍機の共同開発や川崎重工が製造するバイナリー発電機の熱交換器を当社が担当する等、技術交流は継続しております。当社の吸収冷温水機・冷凍機は、ホテル・病院・オフィスビル・大型商業施設・工場・地域冷暖房施設といった空調用の熱源として様々な場所で採用されており、近年では、省電力機器であることや自然冷媒である水を冷媒としていること、また未利用熱を有効に活用できることから、その優れた環境性能が再評価されています。

汎用ボイラ分野では、川崎重工における1899年の初号機製造以来120年を超える歴史をもち、長年にわたり培われた燃焼技術を活かし、当社においてさらに進化させた水管ボイラ・炉筒煙管ボイラ、これらの大型汎用ボイラで培った技術を活かして、業界に先駆けて大型貫流ボイラを製品化し、業界に一石を投じました。また、排熱を有効利用する排熱ボイラ、特に、川崎重工の発電システムには欠かすことができない大型から小型の排熱ボイラを製品化するなど、多様な汎用ボイラを製造・販売してきました。当社の汎用ボイラは、発電システム用の排熱ボイラ、地域冷暖房・工場用の大型汎用ボイラから暖房・給湯用等の小型汎用ボイラまで様々な品揃えがあり、主には産業用途の熱源・動力源として採用されています。

また、近年では、将来の水素エネルギーの普及を見据え、水素エネルギーサプライチェーンに必要なインフラ技術の開発・製品化に取り組んでおります。2018年5月には川崎重工と共同で、水素燃焼で課題となるNOx排出値が世界最小レベルのドライ式低NOx水素専焼バーナを開発し、小型貫流ボイラへの搭載による製品化の計画を進めております。生産工程の副産物として水素が発生する化学品メーカーなどに有効活用していただくことを含め、ボイラ単体だけのモノでなく、エネルギーを活用するコトについて、川崎重工グループの一員としてトータルソリューションの提供に努めています。

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞からの経済復興策としてグリーン・リカバリーの機運が高まり、世界的な脱炭素化に向けた動きが加速しております。我が国においても2020年10月26日の菅内閣総理大臣所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」方針が宣言され、川崎重工グループが推進している「水素エネルギー社会の実現」に向けた取組みはますます重要性を増しております。当社を取り巻く事業環境は、これらの流れにより、熱源機器市場（空調機器・汎用ボイラ）の市場環境変化が加速すると予測され、当社のビジネス領域においても脱炭素化への対応が求められます。

このような状況下で、当社は、吸収冷温水機・汎用ボイラを核として、省エネ要求に対応する製品・システム開発を推進し、熱源機器メーカーとして省電力・省エネ・省CO₂等のエネルギーソリューションを積極的に展開し、市場の技術要求にお応えするとともに、脱炭素社会実現への貢献を目指しております。具体的にはCO₂を排出しないグリーンエネルギーとして水素への注目が世界的にますます高まっている中、水素専焼貫流ボイラの製品化を進め、販売を2021年5月より開始するほか、水素利用技術の空調機器への展開も既に手掛けております。しかし、変化する市場ニーズを的確にとらえ、さらに成長を加速するためには、これまで以上に様々な一次エネルギーや省エネ要求に対応する製品・システム開発の取組みを強化する必要があると考えております。また、近年、空調市場・ボイラ市場の国内の総需要自体は安定的に推移しており

ますが、リプレイス需要を中心とする成熟市場であり、脱炭素化の流れの中で今後の更なる事業拡大を確実なものとするためにも、市場の様々な要請に対応する製品・システム開発を行うと共に、東南アジアを始めとする海外ビジネスの展開が不可欠と考えております。

今後は、足下では以下のとおり、既存事業を成長させ利益確保に努めつつ、新規事業として脱炭素化ビジネスへの注力を成長戦略と定め、新たなビジネスモデル構築に向け取り組んでまいります。そのために以下に記載する川崎重工との連携強化分野におけるシナジー創出により、技術・ノウハウ・経営資源の共有化を進め、企業競争力を強化してまいります。

(既存事業)	
①	既存市場において、メンテナンス売上高の基盤となり、かつ新製品へのリプレイスにつながるストック台数を増加させるため、市場ニーズに合致した省エネ、省CO ₂ 製品の上市
②	ボイラ機器を中心とした海外市場でのシェアアップ
③	未利用廃熱や再生エネルギーの高度利用が可能な機器の開発
④	エネルギーソリューション（注）の更なる展開による付加価値を付けた営業展開
⑤	遠隔監視システムの更なる活用によるサービスの高度化及び周辺機器を含めたメンテナンス工事の範囲拡大

（注）エネルギーソリューションとは、機器単体のみでなく空調設備全体の省エネルギー・省CO₂を提案する営業活動のことをいいます。

(川崎重工との連携強化分野)	
①	川崎重工の発電システムに必要な排熱ボイラでの連携強化
②	生産リソースの有効活用
③	海外販売拠点での更なる連携強化
④	水素関連事業を中心とした脱炭素技術での協業

近年、上場子会社のガバナンスに関し、構造上の利益相反リスクとその対応策強化を求める動きが高まっており、経済産業省策定の2019年6月28日付「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」においても、上場子会社においては、「取締役会における独立社外取締役の比率を高めること（1／3以上や過半数等）を目指すことが基本」とされる等、上場子会社の今後の更なるガバナンスの強化は必須となっています。さらに、今般、東京証券取引所が公表した2020年2月21日付「新市場区分の概要等について」及び2020年12月25日付「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）」（以下総称して「新市場区分に関する東京証券取引所公表資料」といいます。）によれば、2021年6月を移行基準日として、2022年4月より、従来の市場第一部、市場第二部、JASDAQ（スタンダード及びグロース）、

マザーズの5つの市場区分は、新たにプライム市場、スタンダード市場、グロース市場の3市場に整理される方針となっております。現在東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場している当社は、新市場区分への移行に際してスタンダード市場への移行を選択することになるところ、現時点において、当社株式の83.30%（発行済株式総数に対する割合。間接保有分を含みます。）は川崎重工が所有しており、当社は東京証券取引所が公表しているスタンダード市場の上場維持基準である、「流通株式比率25%以上」の条件を充たしておりません。新市場区分に関する東京証券取引所公表資料によれば、東京証券取引所においては、新市場区分への移行後も、当分の間は一定の条件のもとで経過措置として緩和された上場維持基準が適用される見通しではあるものの、川崎重工としては、当社の株主構成が上記のとおりであることを主たる原因として当社株式の東京証券取引所JASDAQスタンダードにおける流動性が乏しいこと等に鑑みると、上記条件を充足するために流通株式数を増加させる等の実効性のある対策をとることは現時点においても将来においても経営負担が決して小さくない上に、現在の株主構成が大幅に変更されない限りは上記の経過措置を経て上場廃止となる可能性があり、結果として将来的に当社の一般株主の皆様において当社株式の売買の機会が奪われてしまう事態が生じる可能性があると考えているとのことです。

このような認識のもと、川崎重工と当社は、2020年10月より、今後の協業体制の在り方について、協議を開始致しました。具体的には、川崎重工及び当社を取り巻く事業環境、今後の企業価値向上に向けた成長戦略、東京証券取引所の新市場区分への移行の見通しなどを踏まえた川崎重工と当社の最適なガバナンスの在り方などについて協議を行いました。協議の結果、川崎重工としては、新市場区分への移行前に、株式交換により当社の完全子会社化を実施し、親子上場の利益相反の懸念を解消すること、当社の株式を流動性の高い川崎重工の株式と交換し、当社の一般株主の皆様に対して流動性を確実に提供すること、並びに、これまで当社が行ってきた顧客の生産プロセスにおけるエネルギー関連機器・設備の一体ソリューション提供や川崎重工の販路を活用した当社の製品の海外拡販に加え、水素関連技術のボイラ・空調機への応用など、更なる協業体制の強化による経営資源の有効活用、当社上場に係る直接・間接経費削減等の施策実現を通じ、川崎重工グループの企業価値向上を目指すことが適切であるとの判断に至り、2021年1月中旬に、当社に対し、株式交換による完全子会社化に向けた協議の申入れを行いました。川崎重工としては、特に、排熱ボイラでの連携強化や生産リソースの有効活用は、川崎重工グループにとっても足下での製品競争力・提案力の強化や生産能力の最適化に寄与するものであると考えており、期待しているとのことです。

このような提案を受け、当社においても取り巻く環境や課題について改めて検討いたしました。当社としても、ますます脱炭素化ニーズが高まることが想定される事業環境下において、足下での利益確保に加えて、中長期的視点で「脱炭素社会の実現」に向けた対応を進めていく必要があると認識しております。とりわけ水素は「脱炭素社会の実現」に向けて大きな期待が寄せられており、川崎重工グループは、水素エネルギー分野におけるリーディングカンパニーとして、水素社会実現に向けた取組みを加速していくこととしていますが、施策を実行していくために必要な人材面での強化や、新たな技術領域での開発体制の強化、合理化による販売管理費等の更なるコスト低減等が経営上の重要な課題であると認識しております。これらを解決し、川崎重工グループとしてエネルギー＆マリンエンジニアリング事業の市場競争力をさらに向上させていくためには、川崎重工と当社が従来以上に連携を深化させ、川崎重工グループ一体としての事業運営を強化することが必須であるとの認識に至りました。

当社は、本株式交換を実行することで、支配株主である川崎重工と当社の一般株主との間の構造的利益相反関係に留意することなく、従前以上に両社間の協力関係を深化させ、グループ力を発揮するための機動的かつ迅速な意思決定環境を整備し、両社の一体的な事業経営及び両社の経営資源を最大限に活用した事業戦略の推進が可能となり、当社としての企業価値向上に繋がり、ひいては川崎重工グループの企業価値向上に貢献できると考えております。

具体的には、当社としては、主に以下のシナジーが両社に現れると考えております。

(1) 川崎重工グループの知的財産の有効活用による市場対応力の強化及び新規事業の創出

現在当社は川崎重工グループと、水素関連事業等、特に脱炭素技術で共同開発を行っておりますが、本株式交換を通じて、川崎重工の新規技術に関する知的財産の一層の有効活用が可能になると考えております。具体的には、当社が川崎重工の完全子会社となることにより、当社の独立性への留意が不要となり、かつ川崎重工の知的財産から創出される利益が川崎重工グループ外へ流出することへの配慮が不要となるため、川崎重工から川崎重工の特許をはじめとする知的財産を共有される範囲が広がることが期待され、その応用によって当社の新製品の開発期間の短縮を図り、市場対応力を強化することが期待できます。また、川崎重工の知的財産を活用することにより、空調機器分野、汎用ボイラ分野、その他既存分野に捉われない新規事業の創出の推進を図ることが期待できます。

(2) 当社の海外事業展開における川崎重工拠点の積極活用

現在当社はマレーシアとタイにおいて、川崎重工の現地拠点を活用し、両国における当社製品拡販の足掛かりとしております。本株式交換を通じて、川崎重工海外拠点の一層の活用が可能になると考えており、川崎重工拠点の活用により、当該地域における当社シェアを拡大することができ、顧客基盤の拡大につながります。

(3) 川崎重工グループの購買情報共有化によるコストダウン

現在当社は川崎重工グループの集中購買に部分的に参加しておりますが、今後は、川崎重工グループ内における横断的な購買情報の共有化により素材・部品のコスト及び輸送コストの削減に活用できると考えております。また、コストダウンだけでなく新しい取引先との協働による新製品の開発等につながることが期待できます。

(4) 人材育成の一環としての人事交流の活発化

現在当社と川崎重工の人事交流は、川崎重工から非常勤の取締役1名と監査役1名を受け入れているほか、営業等の人事交流に限られております。今後は、技術者の双方向の人事交流や、生産集中時の人的資源の機動的な配置等、現在以上に川崎重工グループ内での人事交流を活発化できると考えており、その結果グループ全体での最適な人材配置を図ることができるとのみならず、人材育成の観点からも好影響が期待され、さらに人事交流の結果として両社の技術、営業その他のノウハウが共有されることにより、新たな製品やサービスの創出につながることも期待できます。

(5) 川崎重工経営資源の有効活用

本株式交換を通じて、当社は川崎重工の経営資源を現在以上に活用できるようになると考えております。具体的には、川崎重工グループの法務機能のノウハウの有効活用による当社間接部門の強化、川崎重工のマーケティング力の活用による当社のビジネス機会の拡大、川崎重工の品質管理ノウハウの有効活用による当社の技術力・品質管理ノウハウの一層の向上が期待されます。

(6) 上場維持コストの削減等

経済産業省策定の2019年6月28日付「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」において、上場子会社においては、取締役会における独立社外取締役の比率を高めることを目指すことが求められている等、親子上場に対する経営監視の目が一層厳しくなっております。また、新市場区分に関する東京証券取引所公表資料によれば、2022年4月より現在東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場している当社が移行すると想定されるスタンダード市場では、「流通株式比率25%以上」が上場維持基準の一つとなっております。しかし、現状の当社と川崎重工の資本関係では、この基準を充たすための流通株式の増加等の実効性のある対策を取ることが、現在においても将来においても困難な状況にあります。このような状況下において、当社が独立性の維持を意識した上で上場を維持するためには、増員が要請される独立した社外取締役の確保や、当社の現状の市場での売買状況を鑑みると流通株式数の増加等の施策の実現性のハードルが極めて高く、本株式交換によって非上場化を実現することにより、このような負担やハードルから解放されるほか、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコストなど、上場維持によるその他の経営負担も解消され、開発投資等事業成長への経営資源の有効活用を図ることが可能となり、当社の企業価値の向上に資すると考えております。

完全子会社化の方法としては、(a) 本株式交換の対価として川崎重工の普通株式（以下「川崎重工株式」といいます。）が当社の一般株主の皆様へ交付されることにより、川崎重工株式の保有を通じて、本株式交換に伴い期待される当社の展開する排熱ボイラ製品分野での連携強化、熱交換及び燃焼に関する技術・知見の活用、川崎重工製品の競争力強化及びソリューション提案強化等のシナジーの実現による川崎重工グループの企業価値向上の成果を当社の一般株主の皆様に対して提供できる一方で、流動性の高い川崎重工株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であること、並びに (b) 川崎重工は、当社の一部の取引先が当社株式を所有しており、当社株式の所有を通じた資本関係が、当社と当該取引先との関係性の構築・維持に寄与していると認識しているとのことであり、当社株式に対する公開買付けといった金銭のみを対価とするスキームによって当社の完全子会社化をすることで、当該取引先と当社との資本関係を完全に失わせるのではなく、当社の非公開化後は川崎重工株式を所有していただくことで、当社と当該取引先との関係性を維持・発展させた方が当社の企業価値向上に資すると考えたことから、川崎重工及び当社は株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断いたしました。

これらの点を踏まえて、総合的に検討した結果、川崎重工及び当社は、本株式交換により当社が川崎重工の完全子会社となることが、川崎重工及び当社それぞれの企業価値の向上については川崎重工グループの企業価値の向上に資するものであり、川崎重工及び当社の双方の株主にとっても有益なものであるとの認識で一致したことから、両社において、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2021年5月11日、両社の取締役会決議により、川崎重工が当社を完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

2. 本株式交換の契約の概要

当社及び川崎重工が2021年5月11日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

川崎重工業株式会社（以下「甲」という。）及び川重冷熱工業株式会社（以下「乙」という。）は、2021年5月11日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：川崎重工業株式会社

住所：兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

乙（株式交換完全子会社）

商号：川重冷熱工業株式会社

住所：滋賀県草津市青地町1000番地

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、第7条第3項に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、当該所有する乙の普通株式の合計数に0.60を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.60株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関連法令の規定に従い処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額	金0円
増加する資本準備金の額	会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
増加する利益準備金の額	金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年8月1日とする。但し、両当事者は、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者としての注意義務をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約に別段の定めがある場合を除き、自ら又はその子会社をして、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。
3. 乙は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求により本効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）の全部を、基準時（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）までに消却するものとする。

第8条（剰余金の配当の限度額等）

1. 乙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり12円、総額100,648,968円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日以降、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（本契約の変更等）

本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲又は乙の株価、財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i) 本効力発生日の前日までに、第6条第1項に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限り。）が受けられない場合、(ii) 本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会における承認が受けられない場合、(iii) 本株式交換の実行に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、又は(iv) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄合意裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年5月11日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
川崎重工業株式会社
代表取締役社長執行役員 橋本 康彦 ⑨

乙 滋賀県草津市青地町1000番地
川重冷熱工業株式会社
代表取締役社長 篠原 進 ⑨

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	川崎重工 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.60
本株式交換により交付する株式数	川崎重工の普通株式：841,268株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、川崎重工株式0.60株を割当交付いたします。ただし、川崎重工が保有する当社株式（2021年5月11日現在6,985,300株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する川崎重工の株式数

川崎重工は、本株式交換に際して、川崎重工が当社の発行済株式（ただし、川崎重工が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、川崎重工を除きます。）に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の川崎重工株式を割当交付いたします。本株式交換によって交付する川崎重工株式には、新たに発行する川崎重工株式を使用する予定です（ただし、川崎重工の判断により、上記に従い割当交付される川崎重工株式の一部として、川崎重工が保有する自己株式を充当する可能性があります。）。なお、当社は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。本株式交換により割当交付する川崎重工株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、川崎重工の単元未満株式（100株未満の川崎重工株式）を保有することとなる当社の株主の皆様につきましては、川崎重工株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所においては単元未満株式を売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び川崎重工の定款第10条の定め等に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の川崎重工株式を売り渡すことを請求し、これを川崎重工から買い増すことができる制度です。

②単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、川崎重工の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを川崎重工に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、川崎重工株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の川崎重工株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(a) 割当ての内容の根拠及び理由

川崎重工及び当社は、2020年10月より、今後の協業体制の在り方について、協議を行ってまいりましたが、それを踏まえて、上記1「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、2021年1月中旬に、川崎重工から当社に対して本株式交換の正式提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、川崎重工が当社を完全子会社とすることが、両社の企業価値向上の観点で最善と考えるに至りました。

川崎重工及び当社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、川崎重工は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、当社はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

川崎重工においては、下記（4）「川崎重工以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」

①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から2021年5月10日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、川崎重工の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断したとのことです。

当社においては、下記（４）「川崎重工以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券から2021年5月10日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）からの助言、支配株主である川崎重工との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記（４）「川崎重工以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び2021年5月10日付で受領した答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、川崎重工及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、適宜、それぞれのリーガル・アドバイザーから助言等を受けるとともに、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(b) 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

川崎重工の第三者算定機関である野村證券及び当社の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券は、いずれも川崎重工及び当社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ 算定の概要

野村證券は、川崎重工については、同社が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である2021年5月10日を基準日として、東京証券取引所における川崎重工株式の算定基準日の株価終値、2021年4月28日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2021年4月12日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年2月12日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2020年11月11日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を採用して算定を行ったとのことです。

当社については、当社が東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である2021年5月10日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の算定基準日の株価終値、2021年4月28日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2021年4月12日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年2月12日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2020年11月11日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、採用して算定を行ったとのことです。

川崎重工の1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法における算定結果は、以下のとおりと
のことです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.53～0.63
類似会社比較法	0.16～0.28
DCF法	0.46～0.68

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないと
のことです。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶
発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査
定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。当社の財務予測
（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠
実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證
券の算定は、2021年5月10日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのこと
です。なお、野村證券の算定は、川崎重工の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資するこ
とを唯一の目的としているとのことです。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画において、大幅な増減益が見込
まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりませ
ん。

他方、SMB C日興証券は、川崎重工については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており
市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、
2021年5月10日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における1ヶ月間（2021年4月12
日から2021年5月10日まで）、3ヶ月間（2021年2月12日から2021年5月10日まで）及び6ヶ月
間（2020年11月11日から2021年5月10日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

当社については、当社が東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場しており市場株価が存在して
いることから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による
株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に
反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2021年5月10日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQスタン
ダードにおける1ヶ月間（2021年4月12日から2021年5月10日まで）、3ヶ月間（2021年2月12日
から2021年5月10日まで）及び6ヶ月間（2020年11月11日から2021年5月10日まで）の各期間
の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社富
士通ゼネラル、三浦工業株式会社及び新晃工業株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの
倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、当社が作成した2022年3月期から2031年3月期までの財務予測に基づく2022年3月期以降に当社が創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長法及びマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は5.59%～6.84%を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト (Weighted Average Cost of Capital, WACC) を使用しております。また、永久成長法では永久成長率として-0.25%～0.25%を使用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして10.0倍～12.2倍を使用しております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。また、S M B C日興証券がDCF法の採用に当たり前提とした当社の事業計画の各期において、大幅な増減益は見込んでおりません。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対する川崎重工の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.56～0.63
類似上場会社比較法	0.48～0.64
DCF法	0.47～0.79

(注) S M B C日興証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報は全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っており、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき川崎重工及び当社において一切認識されていないことを前提としております。また、川崎重工及び当社並びにその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、川崎重工及び当社並びにその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式交換比率算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。S M B C日興証券が、株式交換比率算定書で使用している当社の事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、株式交換比率算定書において、S M B C日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定において分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。S M B C日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っており、その義務及び責任を負うものではありません。

なお、S M B C日興証券の算定結果は、S M B C日興証券が当社の依頼により、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的として当社に提出したものであり、当該算定結果は、S M B C日興証券が本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(2) 川崎重工の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する川崎重工の資本金及び準備金の額は、次のとおりであります。これは、川崎重工の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

増加する資本金の額	金 0 円
増加する資本準備金の額	法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
増加する利益準備金の額	金 0 円

(3) 交換対価として川崎重工の普通株式を選択した理由

当社及び川崎重工は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である川崎重工の普通株式を選択いたしました。

川崎重工の普通株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所にて上場されており、本株式交換後も各市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主が本株式交換に伴う相乗効果を共有できることなどから、上記の選択は適切であると判断しております。

(4) 川崎重工以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

①公正性を担保するための措置

川崎重工及び当社は、川崎重工が、2021年3月31日現在、当社株式7,009,500株（間接保有分24,200株を含みます。2021年3月31日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数8,387,414株に占める割合にして83.57%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有し、当社は川崎重工の連結子会社に該当すること及び当社には川崎重工出身の取締役が存在すること等から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(a) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、川崎重工は野村證券を、当社はS M B C日興証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、2021年5月10日付で、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得しました。当該算定書の概要については、上記(1)交換対価の総数及び割当ての相関性に関する事項②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等 (b) 算定に関する事項②「算定の概要」をご参照ください。

なお、川崎重工及び当社はいずれも、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(b) 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、川崎重工は大江橋法律事務所を、当社は北浜法律事務所を選定し、各々本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所及び北浜法律事務所は、川崎重工及び当社から独立しており、川崎重工及び当社との間に重要な利害関係を有しておりません。

(c) 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、当社及び川崎重工から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人御堂筋法律事務所（以下「御堂筋法律事務所」といいます。）を選任し、本株式交換の公正性を担保するために講じるべき措置、並びに本株式交換に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。なお、御堂筋法律事務所は、川崎重工及び当社から独立しており、川崎重工及び当社との間に重要な利害関係を有しておりません。

②利益相反を回避するための措置

当社は、川崎重工が、2021年5月11日現在、当社株式7,009,500株（間接保有分24,200株を含みます。2021年3月31日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数8,387,414株に占める割合にして83.57%）を保有し、当社は川崎重工の連結子会社に該当すること及び当社には川崎重工出身の取締役が存在すること等から、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

(a) 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2021年1月中旬に川崎重工から本株式交換の申入れを受けたことを受け、2021年1月29日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、当社の社外取締役・独立役員である坂部彰一氏、当社の社外監査役・独立役員である東風龍明氏（弁護士）及び支配株主である川崎重工及び当社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である秋山洋氏（弁護士、御堂筋法律事務所）の3名によって構成される本特別委員会を設置しました。なお、本特別委員会の委員のうち、坂部彰一氏は、過去に川崎重工又はその関連会社の役職員の地位にあったものの、川崎重工又はその関連会社の在籍時より10年以上が経過しており、川崎重工からの独立性を有することを、当社のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言も踏まえて確認しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

その上で、当社は、本株式交換を検討するに当たり、本特別委員会に対し、(a) 本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否か、(b) ①本株式交換の条件の妥当性、及び②本株式交換の手続の公正性の検討を踏まえて、本株式交換が当社の一般株主にとって不利益でないか否か、(c) その他、本特別委員会設置の趣旨に鑑み、本株式交換に関し、当社取締役会又は代表取締役が必要と認めて諮問する事項を検討し、当社取締役会に意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）、について、諮問いたしました。また、当社は、本特別委員会の設置に当たり、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体と位置付け、本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本株式交換に賛同しないことといたしました。さらに、当社は、本特別委員会に、(a) 取引条件等について川崎重工と交渉を行う権限、及び取引条件等の交渉過程に実質的に関与する権限、(b) 適切な判断を確保するために、当社のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等の外部専門家（以下「アドバイザー等」といいます。）を指名・承認する権限、及び必要に応じ、独自のアドバイザー等を選任する権限、並びに(c) 当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員

会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、必要な情報について説明・提供を求める権限を付与することを決議しております。

これを受けて、本特別委員会は、2021年1月29日、(i)当社において、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてS M B C日興証券を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所をそれぞれ選任することを承認するとともに、(ii)当社及び川崎重工から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして御堂筋法律事務所を選任し、本株式交換に係る検討・交渉を行う体制を構築しました。

本特別委員会は、2021年1月29日から2021年5月10日までの間に、委員会を合計15回開催したほか、当社担当者等を通じて情報収集を行った上、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、かかる検討に当たり、当社の代表取締役を含む経営陣との間で、本株式交換の目的、本株式交換の検討経緯、当社の事業環境・経営課題、本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について質疑応答を行っており、また、S M B C日興証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明や適時に川崎重工との交渉状況の報告を受けているほか、S M B C日興証券を通じて、川崎重工との間の株式交換比率の交渉に参画しております。また、本特別委員会は、川崎重工に対してインタビューを実施し、川崎重工グループにおける当社の位置付け、本株式交換の検討経緯、本株式交換の目的及び本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について確認しております。また、当社のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する助言を受けるとともに、川崎重工に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております。加えて、当社は、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYストラテジー」といいます。）に対して、川崎重工に対する会計デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、EYストラテジーより会計デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換が当社の企業価値向上に資するとの判断の過程、内容に著しく不合理な点は認められず、本株式交換は当社の企業価値を向上させる旨、及び、本株式交換の交換対価の決定を含む本株式交換に関する意思決定は、公正な手続を通じて行われ、当社の一般株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされている旨の答申書を、2021年5月10日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(b) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役9名のうち、螺澤雅人氏、森脇健氏、吉村裕氏、及び秋岡稔氏は、過去に川崎重工の役職員であった者であり、また、川崎重工を退社してからの期間が短期間であることに鑑み、及び実松俊博氏は川崎重工の従業員を兼務していることから、利益相反を回避する観点から、（i）螺澤雅人氏、森脇健氏、吉村裕氏、秋岡稔氏、及び実松俊博氏を除く他の4名の取締役で審議し全員の賛成により決議を行い、（ii）その上で、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、川崎重工の出身者ではあるものの、川崎重工又はその子会社の役職員を兼任しておらず、かつ、川崎重工を退社してから5年以上経過しており、その意味で利益相反関係が薄く、また、社外取締役でもある、秋岡稔氏を加えた5

名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。また、上記の取締役会には川崎重工との間で利害関係を有しない監査役1名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、利益相反を回避する観点から、螺澤雅人氏、森脇健氏、吉村裕氏、秋岡稔氏、及び実松俊博氏は、当社の立場で本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

また、当社の監査役のうち、笠井信雄氏は、過去に川崎重工の役職員であったため、及び川西崇氏は、川崎重工の従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における本株式交換に係る議案の審議には参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

4.交換対価について参考となるべき事項

(1) 川崎重工の定款の定め

川崎重工の定款は、法令及び当社の定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.khi.co.jp/corp/kte/>) において掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

川崎重工の普通株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

川崎重工の普通株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

当該事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2021年5月11日）の前営業日を基準として、1ヶ月間及び3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における川崎重工普通株式の終値の平均は、それぞれ2,607円及び2,594円です。

また、川崎重工普通株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 川崎重工の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

川崎重工は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 川崎重工の最終事業年度に係る計算書類等の内容

川崎重工の最終事業年度（2021年3月期）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.khi.co.jp/corp/kte/>）において掲載しております。

(2) 川崎重工の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 当社及び川崎重工における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

- (a) 当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、川崎重工を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。
- (b) 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により川重冷熱が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。
- (c) 当社は、2021年3月期に係る配当として、2021年3月31日を基準日とする1株当たり12円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

②川崎重工

- (a) 川崎重工は、2021年3月31日開催の取締役会において、車両カンパニーの分社に関し、準備会社として2021年3月10日に設立した川崎車両株式会社へ、車両カンパニーが行う事業の有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収分割契約を締結しています。
- (b) 川崎重工は、2021年3月31日開催の取締役会において、モーターサイクル&エンジンカンパニーの分社に関し、準備会社として2021年2月12日に設立したカワサキモータース株式会社へ、モーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業の有する権利義務を吸収分割により承継させることについて決議し、同日付で吸収分割契約を締結しています。
- (c) 川崎重工は、2021年5月11日開催の取締役会において、川崎重工を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

7. 会社法789条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときにおける、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、当社の安定配当という基本方針に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

- ① **株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は100,648,968円となります。
- ② **剰余金の配当が効力を生じる日**
2021年6月28日といたしたいと存じます。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株 式 数 の 株 数	会 社 と の 係 特 別 関 係
しの はら すずむ 篠 原 進 (1959年6月2日生)	1983年4月 当社入社 2004年4月 当社空調技術総括室空調技術部長 2007年4月 当社技術総括室長 2011年4月 当社営業・サービス総括室副室長 2014年6月 当社理事 生産総括室長 2015年6月 当社取締役（生産総括室長及び品質保証担当） 2016年6月 当社取締役（生産総括室長） 2017年6月 当社常務取締役（生産総括室長） 2018年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	2,400株	なし
かい ざわ まさひと 螺 澤 雅 人 (1960年5月20日生)	1983年4月 川崎重工業(株)入社 2003年4月 同社財務経理部全社経理グループ長 2003年7月 同社財務経理部主計グループ長 2004年11月 同社航空宇宙カパニー企画本部管理部 基幹職 2009年5月 同社企画管理本部関連企業総括部 基幹職 2012年9月 同社監査部業務監査課長 2010年6月 当社社外取締役 2012年6月 当社社外取締役退任 2014年10月 当社出向 企画室副室長 2015年4月 当社出向 企画室副室長 兼 経営管理部長 2016年6月 当社出向 取締役（企画室長 兼 経営管理部長） 2017年4月 当社出向 取締役（企画室長） 2018年6月 当社出向 取締役（企画室長及び生産総括担当） 2019年6月 当社出向 取締役（企画室長） 2020年7月 当社転籍 取締役（企画室長） 現在に至る	0株	なし
うえ むら ひろし 植 村 博 (1961年7月29日生)	1984年4月 当社入社 2001年4月 当社広島支店長 2004年4月 当社営業・サービス総括室東京支社長 2009年4月 当社企画室経営管理部長 2013年1月 出向 同方川崎節能設備有限公司 総経理 2013年4月 当社理事 出向 同方川崎節能設備有限公司 総経理 2016年4月 当社理事 営業・サービス総括室副室長 2016年6月 当社取締役（営業・サービス総括室長） 2019年6月 当社取締役（生産総括担当及び業務改革プロジェクト担当） 2020年7月 当社取締役（生産総括室長及び業務改革プロジェクト担当） 現在に至る	2,300株	なし

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数	会 社 と の 特 別 害 関 係
さか べ しょう いち 坂 部 彰 一 (1951年1月1日生)	1973年4月 川崎重工業(株)入社 1997年6月 同社機械・環境・エネルギー事業本部 ボイ事業部管理部管理課長 1998年4月 同社機械・環境・エネルギー事業本部 ボイ事業部管理部管理・経理グループ長 2000年10月 同社プラントエンジニアリング事業本部ハー ワープラント事業部管理部長 兼 管理・経理グループ長 2005年4月 同社休職 川崎エンジニアリング(株)出向 2007年3月 川崎重工業(株)退職 2007年4月 川崎設備工業(株)執行役員 管理本部長 2007年6月 同社常務取締役管理本部長 2012年6月 同社代表取締役社長 2016年6月 同社代表取締役会長 2017年6月 同社相談役 2018年6月 同社相談役退任 2017年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株	なし
あき おか みのる 秋 岡 稔 (1951年6月15日生)	1976年4月 川崎重工業(株)入社 1995年4月 同社機械事業本部精機事業部管理部 管理課長 1999年4月 同社汎用機事業本部精機事業部管理部管理グループ長 兼 企画室関連企業部 参与 2001年4月 同社カクスタービン・機械カンパニー企画本部管理部 基幹職 兼 精機ビジネスセンター業務部長 兼 精機ビジネスセンター業務部 管理グループ長 2009年4月 同社理事 企画管理本部経理部長 2010年4月 同社執行役員 財務本部長 2014年4月 同社嘱託 総務本部 2015年3月 同社退職 2017年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株	なし
よし むら ゆたか 吉 村 裕 (1962年4月11日生)	1986年4月 川重工事(株)入社 1990年10月 川崎重工業(株)転籍 2008年11月 当社出向 サービス技術部 参与 2016年4月 当社出向 営業・サービス総括室 参与 2017年4月 当社転籍 理事 営業・サービス総括室 副室長 2018年6月 当社取締役 (営業・サービス総括室サービス統括) 現在に至る	900株	なし

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株 式 数 の 社 株 式 数	会 社 と の 係 特 別 害 関
さね まつ とし ひろ 実 松 俊 博 (1971年3月2日生)	1993年 4 月 川崎重工業㈱入社 2008年 6 月 同社ガスタービン・機械カンパニー 機械ビジネスセンター管理企画・管理課長 2010年 9 月 同社ガスタービン・機械カンパニー 機械ビジネスセンター管理部長 2015年10月 同社ガスタービン・機械カンパニー 機械ビジネスセンター管理部長 2016年 4 月 同社ガスタービン・機械カンパニー 機械ビジネスセンター管理部長 2018年 4 月 同社エネルギー・環境プラントカンパニー 企画本部機械管理部長 2021年 4 月 同社エネルギーソリューション&マシンカンパニー 企画本部 エネルギー・船用推進管理部長 現在に至る 2018年 6 月 当社取締役 現在に至る	0株	なし
はやし だ たか ゆき 林 田 隆 之 (1962年9月27日生)	1987年 4 月 当社入社 2005年10月 当社営業・サービス総括室 ボイ営業部長 2009年 4 月 当社営業・サービス総括室 副室長 兼 ボイ営業部長 2011年 4 月 当社営業・サービス総括室 副室長 2013年 4 月 出向 Kawasaki Gas Turbine Asia Sdn.Bhd. 2016年 4 月 当社理事 営業・サービス総括室 副室長 兼 海外プロジェクト部長 2018年 4 月 当社理事 営業・サービス総括室 副室長 2019年 6 月 当社取締役 (営業・サービス総括室長) 現在に至る	900株	なし
やま で ゆう じ 山 出 祐 司 (1960年10月13日生) 新任	2002年 2 月 川崎重工業㈱入社 ガスタービン・機械カンパニーガスタービンビジネスセンターシステム総括部中型発電システム技術部第一技術グループ 2013年 4 月 同社ガスタービン・機械カンパニーガスタービンビジネスセンター 産業ガスタービンシステム総括部工事部長 2015年 4 月 同社ガスタービン・機械カンパニーガスタービンビジネスセンター 産業ガスタービンシステム総括部プロジェクト部長 2017年 4 月 同社ガスタービン・機械カンパニー機械ビジネスセンター エネルギー本部プロジェクト総括部工事部長 2019年 4 月 同社エネルギー・環境プラントカンパニープロジェクト本部 エネルギー建設部長 2021年 1 月 同社エネルギー・環境プラントカンパニープロジェクト本部 建設総括部 副総括部長 兼 エネルギー建設部長 2021年 4 月 当社転籍 理事 技術総括室 副室長 現在に至る	1,000株	なし

- (注) 1. 山出祐司氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 坂部彰一、秋岡稔の両氏は社外取締役候補者であります。
3. (1) 坂部彰一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
坂部彰一氏は、川崎設備工業㈱で社長・会長を歴任し、豊富な経営経験と空調設備業界についての見識を有しております。2017年6月に社外取締役就任以降、取締役会における積極的な発言からも、引き続き社外取締役として業務執行の監督、並びに企業価値向上に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役候補者とするものであります。
- (2) 秋岡稔氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
秋岡稔氏は、川崎重工業㈱において管理部門を長く経験し、また、経理部長・財務本部長を務められ経理・財務に関する深い見識を有しております。2017年6月に社外取締役就任以降、取締役会における積極的な発言からも、引き続き社外取締役として当社の経営を監督、並びにコーポレート・ガバナンスの強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役候補者とするものであります。
- なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 秋岡稔氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（親会社の川崎重工業㈱）の業務執行者であったことがあります。
4. 坂部彰一、秋岡稔の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は坂部彰一、秋岡稔、実松俊博の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 責任限定契約の概要は次のとおりであります。
- 非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うこととなります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって、填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新予定であります。
7. 各候補者の現在及び過去10年間の親会社（川崎重工業㈱）又はその子会社等での業務執行者としての地位及び担当は、上表に記載しております。
8. 坂部彰一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

《新型コロナウイルス感染防止への対応のお願い》

株主総会開催にあたり株主様と従業員の安全と健康を優先に考え、感染防止対応をさせていただきますので、ご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げます。

- ・株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会へのご出席を極力控えていただき、本招集ご通知に同封しております委任状用紙により議決権の代理行使の委任をお願いいたします。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様（特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方）におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席いただきますようお願いいたします。また、ご出席の際には、マスクの着用を併せてお願いいたします。
- ・株主総会当日は、当社関係者はマスクを着用させていただきます。
- ・株主総会会場内におきましても、座席の配置等感染予防の措置を講じさせていただきます。

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, typical of notebook or composition paper. The lines are thin and light grey, set against a plain white background. There are no margins, text, or other markings on the page.

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal blue or grey lines across its entire width. The lines are uniform in thickness and spacing, providing a template for handwriting practice or general note-taking. There are no margins, text, or other markings present on the page.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

定時株主総会会場ご案内図

会 場	草津市大路 2 丁目 1 番 35 号 草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津） 1 階 草津商工会議所会議室 多目的ルーム 1・2
交 通	J R 東海道線（琵琶湖線）「草津駅」下車徒歩約 5 分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

会場変更	開催場所が例年の会場から変更となりますので、 ご注意願います。
------	------------------------------------



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。